

○運転免許事務処理要領について（例規）

平成14年8月22日

佐本運免発第139号

改正 平成17年4月佐本務発第307号、18年3月第272号

19年6月佐本運免発第94号・佐本運試発第26号

20年12月25日佐本運免発第147号・佐本運試発第39号

21年5月29日佐本運免発第79号・佐本運試発第25号

24年3月30日佐本運免発第69号

26年5月28日佐本運免発第144号、8月第226号

平成27年8月28日佐本運免発第237号

平成29年3月10日佐本交企発第40号・佐本交指発第59号・佐本運免発第74号

平成29年10月25日佐本運免発第337号

令和2年4月2日佐本運免発第152号

令和3年2月26日佐本運免発第71号

令和3年3月26日佐本務発第288号

道路交通法の一部改正等に伴い、運転免許事務処理要領（平成2年佐警本例規（免）第14号）の全部を別添のとおり改正したので事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

運転免許事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、運転免許事務について取扱いの斉一化を図り、運転免許事務を適正かつ効率的に処理するために必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

運転免許事務の取扱いについては、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号。以下「細則」という。）その他別に定めるもののほかこの要領に定めるところによるものとする。

第2 仮運転免許

1 仮運転免許の申請の受理

- (1) 仮運転免許（以下「仮免許」という。）の申請は、運転免許課運転免許試験場（以下「試験場」という。）において受理するものとする。
- (2) (1)にかかわらず、指定自動車教習所（以下「指定校」という。）において教習を受けている者に係る仮免許の申請は、当該指定校において受理することができるものとする。

## 2 仮免許証の作成及び交付

- (1) 試験場において申請を受理した者の仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）は、仮運転免許試験に合格した後、試験場において作成し、交付するものとする。
- (2) 1(2)により指定校において申請を受理した者の仮免許証は、修了検定に合格した後、当該指定校において作成し、交付するものとする。

## 3 仮免許証の返納

- (1) 運転免許課長（以下「免許課長」という。）は、仮免許証の交付を受けている者（以下「仮免許取得者」という。）が運転免許試験に合格し、運転免許証（以下「免許証」という。）を交付するときは、当該仮免許取得者に仮免許証を返納させるものとする。
- (2) 警察署長は、仮免許取得者から有効期間を経過し失効した仮免許証の返納を受けたときは、当該仮免許証を返納仮免許証送付書（様式1号）とともに免許課長に送付するものとする。

## 4 仮免許の管理

免許課長は、仮免許証の交付（指定校において交付した場合を含む。）及び仮免許証の返納について、その都度、仮免許交付台帳（様式2号）に必要事項を記載し、整理するものとする。

# 第3 運転免許

## 1 運転免許の申請受理

運転免許（以下「免許」という。）の申請は、試験場において受理するものとする。

## 2 免許証等の作成及び交付

免許の申請者が運転免許試験に合格したときは、即日、試験場において、免許証及び申請者の本籍、暗証番号を記載した帳票（以下「ICタグ」という。）を作成し、申請者に交付するものとする。ただし、免許証の交付は、免許の申請者が法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者に該当する者であるときは、当該申請者が同項第3号イ、ロ又はハに規定する検査及び講習を受講し

たことを確認した後、行うものとする。

#### 第4 免許証の更新、再交付及び記載事項変更

##### 1 更新

###### (1) 更新申請の受理

ア 免許の更新の申請（以下「更新申請」という。）は、運転免許センター（以下「免許センター」という。）において受理するものとする。

イ アにかかわらず、エリア外警察署（唐津、伊万里、武雄及び鹿島の各警察署（幹部派出所を含む。）をいう。以下同じ。）の管内に住所地を有する者の更新申請（法第101条の2の2第1項による更新申請（以下「経由申請」という。）を除く。）は、当該エリア外警察署においても受理することができるものとする。

ウ ア及びイにかかわらず法第92条の2第1項に規定する優良運転者の更新申請は、エリア外警察署においても受理することができるものとする。

エ エリア外警察署において規則第29条第1項に規定する申請書（以下「更新申請書」という。）を受理したときは、当該エリア外警察署の長は、受理日ごとに更新（再交付）申請書・免許証、運転経歴証明書送付書（様式3号。以下「申請書等送付書」という。）を2部作成し、更新申請書とともに速やかに免許課長に送付するものとする。

###### (2) 更新申請書受理時の留意事項

更新申請書を受理するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 申請が法第101条第1項に規定する更新期間内になされたものであるか。

イ 法第101条の2第1項の規定による申請である場合は、規則第29条の2第1項に規定する証明書類が添付されているか。

ウ エリア外警察署において受理する場合は、規則第17条第2項第8号に規定する規格の免許用写真が添付されているか。

エ 更新申請書に記載された本籍、住所、氏名、生年月日等に誤りはないか。

オ 申請者が政令第37条の6に該当する更新時講習を受ける必要がない者（以下「講習不要者」という。）である場合は、規則第29条第4項に規定する証明書が添付されているか。

###### (3) 経由申請の事務処理

ア 経由申請を受理するに当たっては、(2)のほか、次の事項に留意するものとする。

(ア) 申請者が法第101条第3項の規定により優良運転者に該当する旨を記載し

た書面の送付を受けた者であるか。

(イ) 申請が、更新を受けようとする免許証の有効期間が満了する日の直前の申請者の誕生日の1か月前から当該誕生日までの間に行われているか。

イ 経由申請に係る事務は、次により処理するものとする。

(ア) 経由申請を受理するときは、上部欄外に経由申請であることを示すゴム印を押した更新申請書及び規則第29条の2の2第1項に規定する経由申請書に必要事項の記載を求めること。

(イ) 手数料の徴収は、次により行うこと。

a 更新手数料については、更新申請書に申請者の住所地都道府県が発行する収入証紙の貼付を求める。

b 申請手数料については、経由申請書に佐賀県収入証紙の貼付を求める。

c 更新時講習の手数料については、経由申請更新時講習受講申請書(様式4号)に佐賀県収入証紙の貼付を求める。

(ウ) 法第101条第5項に規定する適性検査を実施した後、規則第29条の2の2第2項に規定する適性検査結果通知書、更新申請書その他必要な書類を当該申請者の住所地を管轄する公安委員会に郵送し、事務処理を引き継ぐこと。

(エ) 経由申請書及び経由申請更新時講習受講申請書は、5年間保管すること。

#### (4) 更新時講習の教示

免許課長及びエリア外警察署の長は、更新申請に係る手続(経由申請に係る手続を含む。)を終えた者(講習不要者を除く。)に対して、更新時講習を受講するよう、その日時及び場所を教示するものとする。

#### (5) 更新免許証の作成、交付等

ア 更新に伴い新たに交付する免許証(以下「更新免許証」という。)及びICタグ(以下「更新免許証等」という。)は、免許センターにおいて作成するものとする。

イ 免許課長は、免許センターにおいて更新申請を受理したときは、申請者の免許証用写真撮影後にICタグを交付し、更新時講習を受講した後に更新免許証を交付するものとする。ただし、申請者が講習不要者である場合における更新免許証の交付は、更新免許証を作成した後、直ちに行うものとする。

ウ 免許課長は、エリア外警察署において受理した更新申請に係る更新免許証等を作成したときは、申請書等送付書とともに、更新免許証等を、当該エリア外警察署長に送付するものとする。

エ ウの送付を受けたエリア外警察署の長は、申請書等送付書と更新免許証等の照合・確認を行った後、免許証受領書（様式5号）を免許課長に送付するものとする。

オ エリア外警察署の長は、送付を受けた更新免許証等について、保管責任者を指定し、施錠設備のある保管庫に保管させ、その盗難、紛失等の事故のないよう努めなければならない。

カ エリア外警察署の長は、申請者に更新免許証等を交付するときは、申請書等送付書の交付欄に交付日を記載するものとする。

## 2 再交付

### (1) 再交付申請の受理

ア 免許証の再交付の申請（以下「再交付申請」という。）は、免許センターにおいて受理するものとする。

イ アにかかわらず、エリア外警察署の管内に住所地を有する者の再交付申請は、当該エリア外警察署においても受理することができるものとする。

ウ エリア外警察署において規則第21条第1項に規定する再交付申請書（以下「再交付申請書」という。）を受理したときは、当該エリア外警察署の長は、受理日ごとに申請書等送付書を2部作成し、再交付申請書及び添付書類とともに速やかに免許課長に送付するものとする。

エ 免許課長は、再交付申請書を受理したとき及びエリア外警察署の長からウの送付を受けたときは、当該再交付申請書と免許台帳の照合・確認を確実に行うものとする。

### (2) 再交付申請書受理時の留意事項

再交付申請書を受理するに当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 安易に受理することなく、行政処分の執行を予測した申請ではないか等の点について必要な調査を行い、不正な申請の発見及び防止に努めること。

イ 申請の理由が免許証の亡失又は滅失であるときは、その状況を記載した運転免許証亡失・滅失てん末書（様式6号）を添付させること。

ウ 申請の理由が免許証の汚損又は破損であるときは、当該免許証が偽造又は変造されたものでないか確認すること。

エ エリア外警察署の長は、県内において住所地を変更した者の申請であるときは、当該エリア外警察署の管内への転入事実を確認するとともに、免許課長に免許の内容を照会し、確認すること。

(3) 再交付免許証等の作成及び交付等

ア 再交付に伴い新たに交付する免許証（以下「再交付免許証」という。）及びICタグ（以下「再交付免許証等」という。）は、免許センターにおいて作成するものとする。

イ 免許課長は、再交付免許証等を作成したときは、免許センターの申請受理に係るものについては申請者に即日交付し、エリア外警察署の申請受理に係るものについては申請書等送付書とともに当該エリア外警察署の長に送付し、当該警察署において後日交付するものとする。

ウ イの送付を受けたエリア外警察署の長は、申請書等送付書と再交付免許証等の照合・確認を行うとともに、保管責任者を指定し、施錠設備のある保管庫に保管させ、その盗難、紛失等の事故のないよう努めなければならない。

エ エリア外警察署の長は、再交付免許証等を申請者に交付するときは、再交付免許証の備考欄に「〇年〇月〇日（汚・亡）再交付」の要領で再交付の年月日及び理由を記載し、末尾に佐賀県公安委員会印を押印するとともに、申請書等送付書の交付欄に交付日を記載するものとする。

(4) 転入者からの再交付申請の処理

公安委員会の管轄区域を異にして県内に住所を変更した者（以下「転入者」という。）から住所変更の届出と同時に再交付申請を受理したときは、免許課長又はエリア外警察署の長は、再交付申請書と当該申請に係る免許証を交付した公安委員会から送付を受けた当該転入者の免許に係る関係書類を照合、確認するものとし、免許センターで受理した場合であっても即日交付が可能な場合を除き後日交付するものとする。

(5) 仮免許証の再交付

仮免許証の再交付については、次により取り扱うものとする。

ア 指定校での教習を受けた者に係る仮免許証の再交付申請については免許センターで、指定校での教習を受けていない者に係る仮免許証の再交付申請については試験場でそれぞれ受理するものとし、右上部に「仮」の文字を朱書きした再交付申請書に必要事項を記載して提出させること。

イ 申請を受理したときは、仮免許交付台帳に基づき確認した後、新たな仮免許証（以下「再交付仮免許証」という。）を作成すること。このとき、再交付仮免許証の備考欄に「〇年〇月〇日（汚・亡）再交付」の要領で再交付の年月日及び理由を記載し、末尾に佐賀県公安委員会印を押印すること。

ウ 再交付仮免許証を作成したときは、仮免許交付台帳にその旨を記載すること。

エ 申請者に再交付仮免許証を交付するときは、再交付申請書の交付欄に交付日を記載すること。

### 3 記載事項変更等

#### (1) 記載事項変更届出の受理

ア 免許証に係る記載事項の変更の届出（以下「変更届出」という。）は、免許センター又は警察署（幹部派出所を含む。以下同じ。）において受理するものとする。

なお、変更届出を更新申請又は再交付申請と同時に行う場合には、免許センター又はエリア外警察署において受理するものとする。

イ 指定校での教習を受けた者に係る仮免許証の変更届出は、免許センター又は住所地若しくは当該指定校の住所地を管轄する警察署で、指定校での教習を受けていない者に係る仮免許証の変更届出は試験場又は住所地を管轄する警察署でそれぞれ受理するものとする。

ウ 変更届出に当たっては、規則第20条第1項に規定する届出書（以下「変更届出書」という。）及び同条第2項に規定する添付書類（本籍又は氏名を変更した場合には本籍の記載された住民票の写し）を提出させるものとする。ただし、変更事項が氏名の場合に限り、申請者又は届出者から、住民票の写しの添付に代えて個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の提示がなされた場合には、当該個人番号カードによって氏名の確認を行い、住民票の写しの添付を求めないこととする。

#### (2) 変更届出の処理

ア 変更届出書を受理したときは、当該届出に係る免許証と変更届出書及び添付書類を照合し確認した後、当該免許証の備考欄に変更事項及び変更年月日を記載（ICチップへの電磁的記録の追記登録を含む。）し、末尾に佐賀県公安委員会印を押印して届出人に返却するものとする。

イ 警察署において変更届出書を受理し、アの措置を行ったときは、警察署長は当該変更届出書を免許課長に送付するものとする。

#### (3) 転入者からの申請の処理

転入者から更新申請と同時に住所変更の届出を受理するときは、更新申請書の変更事項欄に変更事項を記入することにより、変更届出書の提出に代えることができるも

のとする。

(4) 仮免許証に係る変更届出の処理

ア 仮免許証に係る変更届出に当たっては、右上部に「仮」の文字を朱書きした変更届出書に必要事項を記載して提出させるものとする。

イ 仮免許証に係る変更届出書を受理したときは、当該仮免許証の備考欄に変更事項及び変更年月日を記載し、末尾に佐賀県公安委員会印を押印して届出人に返却するものとする。

ウ 警察署において仮免許証に係る変更届出書を受理し、イの措置を行ったときは、警察署長は、免許課長に送付するものとする。

エ 免許課長は、仮免許証に係る変更届出書を受理し、又は警察署長からウの送付を受けたときは、仮免許交付台帳を補正するものとする。

(5) 限定解除審査の申請の受理

規則第18条の5に規定する限定解除審査申請書は、車両審査を伴う場合は試験場で、車両審査を伴わない場合は免許センター又は住所地为管轄する警察署でそれぞれ受理するものとする。

第5 申請による免許の取消し及び運転経歴証明書の交付等

1 免許の取消申請

(1) 受理

免許の取消しの申請（以下「取消申請」という。）は、免許センター又は警察署において受理するものとする。

(2) 取消申請受理時の留意事項

取消申請を受理するに当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 規則第30条の9に規定する申請書（以下「取消申請書」という。）は、代理人による取消申請の場合を除き、申請者に記載させること。

イ 申請者の免許証を提示させること。

ウ 安易に受理することなく、必要な調査、照会等を行い、政令第39条の2の3に定める事項に該当しないことを確認するなど、不正な申請の発見及び防止に努めること。

エ 取消申請により免許を取り消された者が改めて免許の申請を行う場合には、運転免許試験の一部免除等の措置はとられないこと等を申請者に説明すること。

オ 免許の一部取消しの申請である場合は、新たに交付する免許証の交付手数料を徴



取すること。

(3) 取消申請の処理

取消申請を受理したときは、次の要領で処理するものとする。

- ア 運転免許取消申請受理（交付）簿（様式7号。以下「受理簿」という。）に受理状況を記載すること。
- イ 警察署において受理したときは、警察署長は、取消申請書の記載内容等を確認のうえ、直ちに申請者の住所、氏名、生年月日、免許証番号、取消し内容等の必要事項を免許課長に通報すること。
- ウ 免許課長は、取消申請を受理し、又は警察署長からイの通報を受けたときは、申請内容等を確認のうえ必要な登録事務を行うこと。
- エ ウの登録事務の終了を確認した後、申請者に規則第30条の9に規定する通知書（以下「取消通知書」という。）を交付すること。

(4) 申請書等の送付及び保管

- ア 警察署長は、取消申請を受理し、(3)の処理を行ったときは、受理日ごとに運転免許取消申請書・免許証送付書（様式8号。以下「取消申請書等送付書」という。）を2部作成し、取消申請書とともに速やかに免許課長に送付するものとする。
- イ 免許課長は、受理し、又はアの送付を受けた取消申請書を受理簿に編てつし、一括して保管するものとする。

(5) 取消しに係る免許証の取扱い

ア 免許証の返納

免許課長又は警察署長は、取消通知書を交付したときは、イ(ウ)の場合を除き、同時に取消しに係る免許証を返納させるものとする。

イ 一部取消しに係る取扱い

(ア) 免許の一部取消しに伴い新たに交付する免許証（申請前と異なる種別の免許証である場合を含む。以下「申請取消後免許証」という。）及びICタグ（以下「申請取消後免許証等」という。）は、免許センターにおいて作成するものとする。

(イ) 免許センターにおいて取消申請を受理したときは、免許課長は、申請者に取消通知書を交付し、取消しに係る免許証の返納を受けた後、申請取消後免許証等を交付するものとする。

(ウ) 警察署において取消申請を受理したときは、次の取扱いとする。

- a 警察署長は、申請者に取消通知書を交付した後、取消しに係る免許証の備考欄に「申請取消手続中」の表示及び有効期間、手続年月日、公安委員会名等の事項を記載し返却する。
- b 警察署長から取消申請書の送付を受けた免許課長は、速やかに申請取消後免許証等及び取消申請書等送付書2部を作成し、1部を申請取消後免許証等とともに当該警察署長に送付する。
- c bの送付を受けた警察署長は、取消申請書等送付書と申請取消後免許証等の照合・確認を行うとともに、保管責任者を指定し、施錠設備のある保管庫に保管させ、その盗難、紛失等の事故のないよう努めなければならない。
- d 警察署長は、申請取消後免許証等を申請者に交付するときは、取消申請書等送付書の交付欄に交付日を記載するものとする。

## 2 運転経歴証明書

### (1) 運転経歴証明書の交付

- ア 運転経歴証明書（以下「証明書」という。）の交付の申請は、免許センター又は警察署において受理するものとする。
- イ 証明書は、法第104条の4第2項の規定により免許を取り消されてから5年を経過していない者であり、かつ、現に免許を受けていないものに限り交付するものとする。
- ウ 申請に当たっては、細則第24条の3に規定する運転経歴証明書交付申請書に交付手数料に相当する佐賀県収入証紙を貼付させた上で、規則第17条第2項第8号に規定する規格の写真を添えて提出させるとともに、住民票の写しその他の申請者の氏名、住所及び生年月日を確認するに足りる書類（以下「住民票の写し等」という。）の提示を求めて確認するものとする。ただし、取消申請と同時に証明書の交付の申請をしようとする場合にあつては、住民票の写し等を提示することを要しない。
- エ 警察署において申請を受理したときは、警察署長は、受理日ごとに申請書等送付書を2部作成し、運転経歴証明書交付申請書とともに速やかに免許課長に送付するものとする。
- オ 証明書は、免許センターにおいて作成するものとする。
- カ 証明書を作成した免許課長は、免許センターの申請受理（転入者からの申請を除く。）に係るものについては申請者に即日交付し、警察署の申請受理に係るものについては申請書等送付書とともに当該警察署の長に送付するものとする。

キ カの送付を受けた警察署長は、申請書等送付書と証明書の照合、確認を行うとともに、保管責任者を指定し、施錠設備のある保管庫に保管させ、その盗難、紛失等の事故のないように努めなければならない。

ク カの送付を受けた警察署長は、証明書を申請者に交付するときは、申請書等送付書の交付欄に交付日を記載するものとする。

ケ 免許課長又は警察署長は、転入者から証明書の交付の申請を受理したときは、申請者に対し、申請による取消を行った公安委員会から証明書の交付を受け、その後、当該証明書の記載事項変更（住所変更）を受けなければならないこと等を教示するものとする。

## (2) 証明書の再交付

ア 証明書の再交付の申請は、免許センター又は警察署において受理するものとする。

イ 申請に当たっては、細則第24条の5に規定する運転経歴証明書再交付申請書に交付手数料に相当する佐賀県収入証紙を貼付させた上で、規則第17条第2項第8号に規定する規格の写真を添えて提出させるものとする。

ウ 警察署において申請を受理したときは、警察署長は、受理日ごとに申請書等送付書を2部作成し、運転経歴証明書再交付申請書及び添付書類とともに速やかに免許課長に送付するものとする。

エ 免許課長は、運転経歴証明書再交付申請書を受理したとき及び警察署長からウの送付を受けたときは、当該申請書と申請取消簿の照合・確認を確実に行うものとする。

オ 運転経歴証明書再交付申請書を受理するに当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) 安易に受理することなく、身代わりによる申請ではないか等の点について必要な調査を行い、不正な申請の発見及び防止に努めること。

(イ) 申請の理由が証明書の亡失又は滅失であるときは、その状況を記載した運転経歴証明書亡失・滅失てん末書（様式9号）を添付させること。

(ウ) 申請の理由が証明書の汚損又は破損であるときは、当該証明書が偽造又は変造されたものではないか確認すること。

(エ) 警察署長は、県内において住所地を変更した者の申請であるときは、当該警察署の管内への転入事実を確認するとともに、免許課長に証明書の内容を照会、確認すること。

- カ 再交付申請に係る証明書は、免許センターにおいて作成するものとする。
- キ 証明書を作成した免許課長は、免許センターの申請受理に係るものについては申請者に即日交付し、警察署の申請受理に係るものについては申請書等送付書とともに当該警察署の長に送付し、当該警察署において後日交付するものとする。
- ク キの送付を受けた警察署長は、申請書等送付書と証明書の照合、確認を行うとともに、保管責任者を指定し、施錠設備のある保管庫に保管させ、その盗難、紛失等の事故のないよう努めなければならない。
- ケ 警察署長は、キにより送付を受けた証明書を申請者に交付するときは、証明書の備考欄に「〇年〇月〇日（汚・亡）再交付」の要領で再交付の年月日及び理由を記載し、末尾に佐賀県公安委員会印を押印するとともに、申請書等送付書の交付欄に交付日を記載するものとする。
- コ 免許課長又は警察署長は、転入者から住所変更の届出と同時に証明書の再交付の申請を受理したときは、当該申請者に係る証明書を交付した公安委員会から送付を受けた関係書類を照合、確認するものとし、免許センターで受理した場合であっても、即日交付が可能な場合を除き後日交付するものとする。

### (3) 証明書の記載事項変更

- ア 証明書に係る記載事項の変更の届出は、免許センター又は警察署において受理するものとする。
- イ 届出に当たっては、規則第30条の12第3項に規定する書類の提示を求めた上で、細則第24条の4に規定する運転経歴証明書記載事項変更届出書を提出させるものとする。
- ウ 運転経歴証明書記載事項変更届出書を受理したときは、当該届出に係る証明書と当該届出書及び提出書類を照合、確認した後、当該証明書の備考欄に変更事項及び変更年月日を記載し、末尾に佐賀県公安委員会印を押印して届出人返却するものとする。
- エ 警察署において運転経歴証明書記載事項変更届出書を受理し、ウの措置を行ったときは、警察署長は当該届出書を免許課長に送付するものとする。
- オ 証明書の再交付の申請と同時に住所変更の届出を受理するときは、運転経歴証明書再交付申請書に変更後の事項を記入することにより運転経歴証明書記載事項変更届出書の提出に代えることができるものとする。

### (4) 証明書の返納

ア 証明書を有する者が新たに免許を受けたとき又は亡失したことを理由として証明書の再交付を受けた者が亡失した証明書を発見したときは、免許課長又は警察署長は、証明書の返納を受けるものとする。

イ 警察署において返納を受けた場合は、証明書の裏面備考欄に「〇年〇月〇日（免許取得・亡失後発見）返納」の要領で返納の年月日及び理由を記載したうえで、当該証明書を免許課長に送付するものとする。

## 第6 国外運転免許証

### 1 国外運転免許証の交付申請者の要件及び申請方法等

#### (1) 交付申請者の要件

国外運転免許証（以下「国外免許証」という。）は、交付申請者が次の要件を満たす者である場合に限り交付することができるものとする。

ア 免許（大型特殊免許、小型特殊免許、原付免許及び仮免許を除く。）を現に受けている者で、県内に住所地を有するものであること。

なお、申請者がこれから外国に渡航しようとする者であるか、現に外国に渡航している者であるかは問わない。

イ 免許の効力が停止されている者でないこと。

#### (2) 申請の方法

国外免許証の交付申請は、申請者本人が行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、代理申請ができるものとする。

ア 申請者が現に外国に渡航している場合。ただし、申請者が受けている免許に係る免許証の有効期間が満了する日のおおむね3か月以上前に、申請者との代理関係が明らかにできる親族等が代理申請した場合に限る。

イ 申請者が日本自動車連盟に代理申請を委任した場合

#### (3) 申請時の提出書類等

国外免許証の交付申請を受理するに当たっては、申請者が現に受けている免許に係る免許証を提示させるとともに、規則第37条の9第1項に規定する国外運転免許証交付申請書（以下「国外免許申請書」という。）及び次の添付書類等を提出させるものとする。

ア 規則第37条の9第2項第2号に規定する写真

イ 申請者が外国に渡航する者であることを証する次のいずれかの書類

（ア） 旅券（旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1号又は第2号に規定す

る旅券をいう。外国政府又は権限のある国際機関が発行した旅券又は旅券に代わる証明書を含む。) )

- (イ) 出入国管理及び難民認定法第2条第6号に規定する乗員手帳(船員手帳又は乗船通知書等)
- (ウ) 公用旅券発給請求書の写し
- (エ) 申請者が公務により外国に渡航する公務員等である場合には、その旨を証する当該公務員等が所属する機関の長等が発行した書面
- (オ) 旅行社等が発行する外国に渡航する者であることを証する書面等( (ア) から(エ) までに掲げる書面を提出することができない場合に限る)
- (カ) (2)アにより現に外国に渡航している者の代理申請を行う場合には、申請者が作成した当該代理申請者に対する依頼文書等

## 2 交付申請の受理

- (1) 国外免許証の交付申請は、免許センター又は唐津警察署において受理するものとする。
- (2) 唐津警察署において交付申請を受理したときは、唐津警察署長は、国外運転免許証申請受理(交付)簿(様式10号)に必要事項を記載し、国外免許申請書、1(3)アの写真及びイの書類の写しを国外運転免許証申請書送付書(様式11号)とともに免許課長に送付するものとする。
- (3) 交付申請を受理するに当たっては、次の点に留意するものとする。
  - ア 申請者が現に受けている免許に係る免許証の有効期間の満了まで1年未満であるときは、期間前更新の手続をした後に申請するよう申請者を指導すること。
  - イ 申請者が現に受けている免許について、法第91条の規定により運転することができない自動車等の種類が限定され、その他自動車等を運転するについて必要な条件が付されているとき(普通免許又は二輪免許における審査未済、小型二輪免許等)は、審査等により当該限定その他の条件の解除がなされた後に申請するよう申請者を指導すること。

## 3 国外免許証の作成及び交付

- (1) 国外免許証は、免許センターにおいて作成するものとする。
- (2) 免許課長は、免許センターにおいて交付申請を受理したときは、即日、申請者に国外免許証を交付するものとする。
- (3) 2(2)の送付を受けた免許課長は、作成した国外免許証を国外運転免許証送付書・

国外運転免許証受領（交付）書（様式12号。以下「国外免許証送付・受領書」という。）とともに唐津警察署長に送付するものとする。

- (4) (3)の送付を受けた唐津警察署長は、当該国外免許証を国外免許証送付・受領書と照合し、確認した後、申請者に交付するとともに、国外免許証送付・受領書の受領（交付）書を免許課長に送付するものとする。

#### 4 国外運転免許証の返納

- (1) 法第107条の10第1項に規定する国外免許証の返納は、免許センター又は警察署において受理するものとする。
- (2) 国外免許証の返納を受理した警察署長は、当該国外免許証を返納国外運転免許証送付書（様式13号）とともに免許課長に送付するものとする。

### 第7 安全運転相談、適性検査及び臨時適性検査

#### 1 安全運転相談等

##### (1) 安全運転相談の実施

法第90条第1項各号に掲げる免許の拒否等に該当する事由についての問い合わせ、相談等（以下「安全運転相談」という。）を受理したときは、法の趣旨、内容等について十分に説明するなど適切に対応するものとする。ただし、個人の具体的な病状等を示すなどしてなされた免許取得の具体的可能性に関する安全運転相談は、試験場の安全運転相談室（以下「相談室」という。）において一元的に対応するものとする。

##### (2) 安全運転相談終了書の交付等

相談室において、(1)ただし書の安全運転相談を受理したときは、当該相談者について免許取得が可能と認めるときに限り、当該相談者に安全運転相談終了書（様式14号）を交付し、免許の申請又は更新申請の際に持参するよう教示するものとする。

##### (3) 相談簿の備付け

相談室、免許センター及び警察署には、別に定める運転適性相談簿を備え付け、運転適性相談を受理した日時、相談者の氏名、対応状況等を記録しておくものとする。

##### (4) 免許申請時等の個別聴取

ア 試験場、免許センター又は警察署において免許の申請又は更新申請を受理し、規則第18条の2の2に規定する質問票の提出を受けた場合において、当該質問票回答欄の「はい」にチェックがあるときは、申請者の病状等について個別に聴取を行い、その内容に応じて適切な対応を行うとともに、聴取した状況を別に定める個別聴取簿に記録しておくものとする。

イ 警察署においてアの聴取を行った結果、3の臨時適性検査を行う必要があると認めるときは、警察署長は、免許課長にその旨を通報するとともに、当該申請者に対して、後日、免許センターから臨時適性検査の通知がある場合があること等を教示するものとする。

(5) 留意事項

安全運転相談及び(4)の聴取を行うに当たっては、相談者の心情及びプライバシーの保護に十分配慮した適切な応接を行うものとする。

2 適性検査

法第101条第5項に規定する適性検査（以下「適性検査」という。）は、免許センター又はエリア外警察署において、次の要領により取り扱うものとする。

(1) 適性検査の実施

適性検査は、規則第29条第8項により準用される同第23条第1項の規定により実施し、その結果を更新申請書の適性検査結果欄に記載し、確認印欄に検査実施者が押印するものとする。この場合において、手足等の障害があるときは、その状況を図示するなど具体的に記載しておくこと。

(2) 限定（条件）変更等の処理

適性検査の結果、身体障害その他の理由により新たに限定（条件）を付し、又は付されている限定（条件）を変更若しくは解除するときは、更新申請書の新条件欄にその内容を朱書きし、新たな条件コードを記入するものとする。

(3) 再検査

ア 適性検査を実施したエリア外警察署の長は、適性の有無について判定が困難と認められた場合は、更新申請書の備考欄に「再検査」と記載のうえ申請者に返却し、免許センターにおいて再検査を受けるよう教示するとともに、免許課長に通報するものとする。

イ アの通報を受けた免許課長が、当該申請者の更新申請を受理したときは、直ちに再検査を実施し、その結果を更新申請書の適性検査結果欄に記載して申請者に交付するとともに、通報したエリア外警察署の長に通知するものとする。

(4) 適性検査の結果に基づく措置

ア 適性検査の結果が合格基準に達している場合は、更新申請を受理した免許センター又は警察署において、第4の1の更新の手続を行うものとする。

なお、イの再検査を実施した場合において、当該申請者が更新免許証の即日交付



を求めたときは、免許センターにおいて更新の手続を行うこと。

イ アの場合において、申請者が法第101条の3第1項に規定する所要の講習を受けていないために同条第2項により直ちに更新を行うことができない場合は、当該更新に係る免許証の備考欄に「更新手続中○年○月○日交付予定」のゴム印及び佐賀県公安委員会印を押印して所要事項を記入のうえ、申請者に交付するものとする。この場合の当該免許証の有効期間は、適性検査合格の日から1か月とする。

ウ 適性検査の結果が合格基準に達しない場合の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 当該免許種別については合格基準に達しないが、他の下位免許について合格基準に達している場合は、申請者に当該合格基準に達した下位免許についての更新（以下「格下げ更新」という。）を改めて申請するよう求める。

(イ) (ア)の格下げ更新の申請をさせた場合及びいずれの免許種別についても合格基準に達しないと認めた場合は、運転免許の格下げ（取消し）上申書（様式15号）を作成し、更新申請書その他関係書類を添付して、警察本部長に免許の格下げ又は取消し処分の上申を行う。ただし、申請者が免許証の更新を断念して自然失効させる旨の意思表示をしたときは上申を省略することができる。

### 3 臨時適性検査

(1) 法第102条第1項から第3項までに規定する臨時適性検査の取扱いは、次のとおりとする。

ア 免許課長は、法第97条の2第1項第3号若しくは第5号又は法第101条の4第2項の規定により認知機能検査を受けた者で、法第102条第1項から同条第3項までに規定する臨時適性検査を行う必要がある者（以下「検査該当者」という。）又は診断書の提出を命じる必要がある者（以下「提出該当者」という。）を認めた時は、細則第22条第2項に規定する臨時適性検査通知書又は診断書提出命令書により、検査該当者又は提出該当者に通知するものとする。

イ 免許課長は、アの通知を行った検査等対象者について、法90条第1項による免許の保留又は第103条第1項による免許の効力の停止を行うときは、当該処分の際に、当該検査等対象者に対し細則第22条第4項に規定する適性検査受検命令書又は診断書提出命令書により適性検査の受検又は診断書の提出を命じるものとする。

(2) 法第102条第4項及び第5項並びに第107条の4に規定する臨時適性検査の取扱いは、次のとおりとする。

ア 警察署長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長その他の所属長は、交通事故捜

査、交通違反取締り等の警察活動を通じて、臨時適性検査の対象となり得る者を認知したときは、その者に関する次の事項を速やかに免許課長に通報するものとする。

(ア) 本籍、住所、氏名、生年月日及び免許取得状況

(イ) 臨時適性検査の対象となり得ると認めた理由

イ 免許課長は、運転免許試験（仮運転免許試験を含む。）を受けている者又は現に免許を取得している者について、アの通報又は1の安全運転相談等の結果等を踏まえ、臨時適性検査を行う必要があると認めたときは、細則第22条第2項又は第3項に規定する臨時適性検査通知書により、当該臨時適性検査を行う必要があると認められた者に通知するものとする。

ウ 免許課長は、イの通知を行った検査対象者等について、法第90条第1項による免許の保留又は第103条第1項による免許の効力の停止を行うときは、当該処分の際に、当該検査対象者等に対し細則第22条第4項に規定する適性検査受検命令書又は診断書提出命令書により適性検査の受検又は診断書の提出を命じるものとする。

(3) 臨時適性検査の具体的実施要領は、「一定の病気等に係る運転免許関係事務に関する運用上の留意事項について」（平成28年9月30日付け警察庁丁運発第146号）によるものとする。

(4) 免許課長は、臨時適性検査を行った結果、当該検査対象者等が現に取得している免許に新たに条件を付し、又は条件を変更したときは、条件付加（変更）決定通知書（様式16号）により当該検査対象者等の住所地を管轄する警察署長に通知するものとする。

## 第8 免許証の交付時等の留意事項

### 1 免許証交付時の留意事項

(1) 併記免許証（既に免許を受けている者に種類を異にする免許を更に与え、これを併記した免許証をいう。）又は第4の1(5)アの更新免許証若しくは同4(5)イの申請取消後免許証を交付するときは、申請者が現に取得している免許証（以下この項において「旧免許証」という。）を確実に返納させること。

(2) 更新申請又は免許の一部取消の申請を行った者が更新免許証又は申請取消後免許証の郵送を希望したときは、旧免許証は、パンチで穴をあけ、備考欄に記載した有効年月日の経過後の効力を失わせる措置を講じた上で申請者に返却すること。

(3) 免許証の交付は、原則として申請者本人に対して行うものとするが、やむを得ない事情がある場合には、申請者が作成した運転免許証代理受領願（様式17号）及び当

該受領願に記載された代理人本人であることを証明する書類の提出又は提示を求め、確認した上で当該代理人に交付することができるものとする。

- (4) 長期間未交付となっていた免許証を交付するときは、長期間未受領であった理由を聴取し、免許不適格事実がないか照会するなどして、免許の二重交付や免許欠格者に対する交付等がないよう留意すること。

## 2 未交付免許証の措置

- (1) エリア外警察署の長は、免許課長から送付を受けた免許証のうち未交付となっているものについては、その理由及び措置経過を明らかにしておくものとする。
- (2) (1)の場合において、送付を受けた日から1年を経過しても免許証を交付できないときは、エリア外警察署の長は、未交付免許証報告書（様式18号）を作成し、当該免許証とともに免許課長に送付するものとする。

## 3 返納免許証等の取扱い

- (1) 警察署長は、法第107条第1項の規定により免許証の返納を受け、又は1(1)の旧免許証の返納を受けたときは、当該返納を受けた免許証（(2)において「返納免許証」という。）を免許課長に送付するものとする。
- (2) 免許課長又は試験場長は、免許証の返納を受けたとき又は(1)の送付を受けたときは、当該返納免許証を速やかに廃棄するものとし、措置経過を返納等免許証処理簿（様式19号）に記録しておくものとする。

## 第9 免許の拒否、保留、事後取消し及び事後停止

### 1 弁明の機会の付与等

- (1) 免許課長は、運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者について、法90条第1項及び第2項に規定する免許の拒否若しくは保留又は同条第5項及び第6項に規定する免許の取消し若しくは停止（以下「免許の拒否等の処分」という。）を行おうとするときは、法第90条第4項の規定により、当該処分の対象者に弁明の日時、場所及び処分をしようとする理由を記載した弁明通知書（様式20号）により通知して、弁明の機会を付与するものとする。
- (2) (1)の処分の対象者から、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）第14条の規定による口頭による弁明の申出を受けたとき（同条第1項に規定する弁明書の提出を受けた場合を除く。）は、聴聞の主宰者等に関する訓令（平成6年佐賀県警察本部訓令第13号）第2条第3項により指名された警察職員は、速やかに弁明調書を作成するものとする。

(3) (2)の弁明書の提出を受け、又は弁明調書を作成したときは、速やかに免許課長に提出するものとする。

## 2 拒否等の決定

(1) 免許課長は、法90条第4項の弁明及び証拠の提出を受けた結果、免許の拒否等の処分を行う必要があると認めたときは、拒否・保留・事後取消し・事後停止処分上申書（様式21号）及び処分量定算定表（様式22号）を作成して、佐賀県公安委員会に提出するものとする。

(2) 免許課長は、佐賀県公安委員会による免許の拒否等の処分が決定したときは、規則第18条の3に規定する処分通知書により、当該処分の対象者に通知するものとする。

様式1号

年 月 日

運転免許課長 殿

警察署長

返 納 仮 免 許 証 送 付 書

下記の仮免許証の返納を受理したので送付する。

記

番号	返 納 者 名	受 理 日	備 考
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	
		月 日	



様式3号

運転免許課長 殿		第 年 月 日	号 日
警察署長 殿		第 年 月 日	号 日
更新（再交付）申請書 運転経歴証明書		送付書	
月 日 交付予定		年 月 日受理	
数	氏 名	交 付	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

注 郵送の表示等必要な事項及び再交付免許証で交付予定日以外の日に交付した場合には、その月日を備考欄に記載すること。

様式4号

経 由 申 請 更 新 時 講 習 受 講 申 請 書	
年 月 日	
佐賀県公安委員会 殿	
ふりがな	
氏 名	
生年月日	年 月 日
-----この線から下には記載しないこと-----	
免許証複写欄	
経 由 申 請 更 新 時 講 習 手 数 料 証 紙 貼 付 欄	

- 注 1 氏名及び生年月日は、明りように、かい書で記載し、又は5号活字で印字すること。
- 2 免許証の写し欄には、現に受けている免許にかかる免許証の表側及び裏側を複写すること。



様式5号

年 月 日

運 転 免 許 課 長 殿

警 察 署 長

受領担当者

免 許 証 受 領 書

年 月 日付け送付の下記免許証について 月 日 受領した。

記

数	氏 名	備 考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		

様式6号

運転免許証亡失・滅失てん末書		年 月 日
佐賀県公安委員会 殿		自宅 ( ) 電話番号 —
本 籍		
住 所		
氏 名		
連 絡 先	勤務先 名称	勤務先 ( ) 電話番号 —
亡失・滅失 年月日日時	年 月 日 午(前後) 時 分から 年 月 日 午(前後) 時 分までの間	
亡失・滅失 場所(区間等)		
亡失・滅失 運転免許証	交付公安委員会	公安委員会
	交付年月日	年 月 日
	免許の種類	
亡失・滅失 の 状 況		
亡失・滅失 の届出状況	届出の有無 届出年月日 年 月 日 届 出 先	
過去1年以内 の違反・事故歴	違反罪種 [ ] 件 事故歴 [ ] 件	
過去1年以内 の再交付回数	0回 1回 2回 3回以上	
<p>なお、私は、運転免許証を2通持つことが禁止されていることや、亡失した運転免許証を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは知っておりますので、これに違反しないことを誓います。</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>		

事情聴取者

警察署・運転免許課 氏名

印

----- き り と り -----

<p>注意事項</p> <p>1 不正に免許証の再交付を受けた場合は処罰されます。</p> <p>2 再交付を受けた後に旧免許証を発見しこれを返納しないときは処罰されます。</p>	交 付 予 定 日 、 場 所	
	予定日	年 月 日
	場 所	



様式8号

運転免許課長 殿		第 年 月 日 警察署長	
警察署長 殿		第 年 月 日 運転免許課長	
運転免許取消 申請書 送付書 免許証			
年 月 日受理			
月 日 交付予定			
数	氏 名	交 付	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

注 郵送の表示等必要な事項及び再交付免許証で交付予定日以外の日に交付した場合には、その月日を備考欄に記載すること。

様式9号

運転経歴証明書亡失・滅失てん末書 年 月 日	
佐賀県公安委員会 殿	
自宅 ( ) 電話番号 —	
本 籍	
住 所	
氏 名	
連 絡 先	勤務先等 電話番号( ) 名 称 —
亡失・滅失 年月日日時	年 月 日 午(前後) 時 分から 年 月 日 午(前後) 時 分までの間
亡失・滅失 場所(区間等)	
亡失・滅失 運転経歴証明書	交付公安委員会 公安委員会 交付年月日 年 月 日
亡失・滅失 の 状 況	
亡失・滅失 の届出状況	届出の有無 届出年月日 年 月 日 届 出 先
過去1年以内 の再交付回数	0回 1回 2回 3回以上
なお、私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失した運転 経歴証明書を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは知っております ので、これに違反しないことを誓います。 氏 名	

事情聴取者

警察署・運転免許課 氏名

印

-----きりとり-----

交 付 予 定 日 、 場 所	
予 定 日	年 月 日
場 所	





様式12号

年 月 日		
唐津警察署長 殿		
運転免許課長		
国外運転免許証送付書		
国外運転免許証受給者		
番号	申請者名	備考

-----きりとり-----

年 月 日				
運転免許課長 殿				
唐津警察署長 受領(交付)担当者				
印				
国外運転免許証受領(交付)書				
国外運転免許証受給者				
番号	受給者名	受領日	交付日	備考
		月 日	月 日	
		月 日	月 日	
		月 日	月 日	
		月 日	月 日	
		月 日	月 日	



様式13号

年 月 日		
運 転 免 許 課 長 殿		
警 察 署 長		
返 納 国 外 運 転 免 許 証 送 付 書		
返 納 月 日	年 月 日	
返 納 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
返納国外免許証	発 給 番 号	
	発 給 年 月 日	
返 納 理 由	<input type="checkbox"/> 有効期間の満了 <input type="checkbox"/> 失 効 <span style="font-size: 2em;">{</span> <input type="checkbox"/> 当該国外運転免許証に係る免許が失効 <input type="checkbox"/> 当該国外運転免許証に係る免許が停止又は取消 <input type="checkbox"/> 有効期間内に再渡航の予定がない <input type="checkbox"/> 当該国外運転免許証の汚損・破損 <input type="checkbox"/> 新たな国外運転免許証の申請 <input type="checkbox"/> その他( )	
その他参考事項		

注 返納理由は、該当する□にチェック(レ)すること。

様式14号

安 全 運 転 相 談 終 了 書

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
相 談 終 了 日	年 月 日
相 談 終 了 番 号	
相 談 受 付 窓 口	

今後、1年  
6月 以内に、当公安委員会に対し、運転免許の申請又は運転免許証の更新の申請を行う場合は、本終了書を持参することをお勧めします。

年 月 日

佐 賀 県 公 安 委 員 会

様式15号

佐賀県警察本部長 殿		年 月 日																																
運転免許の格下げ ( 取消し ) 上申書		運転免許課長 警察署長																																
被上申者	住所氏名	年 月 日生( 歳)																																
上申区分	<input type="checkbox"/> 免許を取消し <input type="checkbox"/> 免許を _____ に格下げ																																	
格下げ (取消し) の理由	<p>1 被上申者は、年 月 日 都道府県公安委員会から、  <input type="checkbox"/>大型 <input type="checkbox"/>中型 <input type="checkbox"/>中型(8t限定) <input type="checkbox"/>準中型 <input type="checkbox"/>準中型(5t限定・改正前の普通一種)  <input type="checkbox"/>普通 <input type="checkbox"/>大特 <input type="checkbox"/>大自二 <input type="checkbox"/>普自二 <input type="checkbox"/>原付 <input type="checkbox"/>小特 <input type="checkbox"/>けん引 <input type="checkbox"/>大型二 <input type="checkbox"/>中型二  <input type="checkbox"/>中型二(8t限定) <input type="checkbox"/>中型二(5t限定・改正前の普通二種) <input type="checkbox"/>普通二 <input type="checkbox"/>大特二 <input type="checkbox"/>けん引二            免許の交付を受けている者であるが、道路交通法第101条及び101条の2の規定により更新申請があったので、同条に基づく適性検査を実施したところ、  <input type="checkbox"/>視力(視野) <input type="checkbox"/>深視力</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">裸 眼</th> <th colspan="2">矯 正</th> <th colspan="2">視 野</th> <th colspan="2">深 視 力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>左</td><td>0.</td> <td>左</td><td>0.</td> <td>左</td><td>度</td> <td>1回</td><td>ミリ</td> </tr> <tr> <td>右</td><td>0.</td> <td>右</td><td>0.</td> <td>右</td><td>度</td> <td>2回</td><td>ミリ</td> </tr> <tr> <td>両</td><td>0.</td> <td>両</td><td>0.</td> <td>両</td><td>度</td> <td>3回</td><td>ミリ</td> </tr> </tbody> </table> <p><input type="checkbox"/>聴力 <input type="checkbox"/>運動能力            が、基準以下のため法定の合格基準に達しないので、合格基準に達する「 _____ 」免許に <input type="checkbox"/>格下げ <input type="checkbox"/>取消し するのが適当と認められる。</p> <p>2 その他の理由</p>		裸 眼		矯 正		視 野		深 視 力		左	0.	左	0.	左	度	1回	ミリ	右	0.	右	0.	右	度	2回	ミリ	両	0.	両	0.	両	度	3回	ミリ
裸 眼		矯 正		視 野		深 視 力																												
左	0.	左	0.	左	度	1回	ミリ																											
右	0.	右	0.	右	度	2回	ミリ																											
両	0.	両	0.	両	度	3回	ミリ																											
意見	<p>1 私の  <input type="checkbox"/>大型 <input type="checkbox"/>中型 <input type="checkbox"/>中型(8t限定) <input type="checkbox"/>準中型 <input type="checkbox"/>準中型(5t限定・改正前の普通一種)  <input type="checkbox"/>普通 <input type="checkbox"/>大特 <input type="checkbox"/>大自二 <input type="checkbox"/>普自二 <input type="checkbox"/>原付 <input type="checkbox"/>小特 <input type="checkbox"/>けん引 <input type="checkbox"/>大型二 <input type="checkbox"/>中型二  <input type="checkbox"/>中型二(8t限定) <input type="checkbox"/>中型二(5t限定・改正前の普通二種) <input type="checkbox"/>普通二 <input type="checkbox"/>大特二 <input type="checkbox"/>けん引二            免許は、  <input type="checkbox"/>視力(視野) <input type="checkbox"/>深視力 <input type="checkbox"/>聴 力 <input type="checkbox"/>運動能力            が、法定の合格基準に達しませんので  <input type="checkbox"/>大型 <input type="checkbox"/>中型 <input type="checkbox"/>中型(8t限定) <input type="checkbox"/>準中型 <input type="checkbox"/>準中型(5t限定) <input type="checkbox"/>普通 <input type="checkbox"/>大特  <input type="checkbox"/>大自二 <input type="checkbox"/>普自二 <input type="checkbox"/>原付 <input type="checkbox"/>小特 <input type="checkbox"/>けん引 <input type="checkbox"/>大型二 <input type="checkbox"/>中型二 <input type="checkbox"/>中型二(8t限定)  <input type="checkbox"/>中型二(5t限定) <input type="checkbox"/>普通二 <input type="checkbox"/>大特二 <input type="checkbox"/>けん引二            に <input type="checkbox"/>格下げ <input type="checkbox"/>取消し されてもやむを得ません。</p> <p>2</p>																																	
上申事項 了承年月日 記 名	年 月 日 氏 名 _____																																	
検 査 者	佐賀県警察本部交通部 運 転 免 許 課 警 察 署																																	
印																																		

注1：該当する□にチェック(レ)すること。

注2：大型免許、中型免許及び準中型免許の適性基準は同じ。改正前の大型免許や中型免許のみ保有者は、改正後の普通免許への格下げとなります。

様式16号

年 月 日		
警 察 署 長 殿		
運 転 免 許 課 長		
条 件 付 加 ( 変 更 ) 決 定 通 知 書		
臨時適性検査を実施した結果、下記の者に条件を付し、又は条件を変更したので通知する。		
記		
決 定 月 日	年 月 日	
条 件 付 加 変 更 対 象	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
免 許 証	免許証番号	
	交付年月日	
条 件 付 加 変 更 事 項	現 条 件	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	新 条 件	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
そ の 他 参 考 事 項		

様式17号

運 転 免 許 証 代 理 受 領 願

運 転 免 許 課 長  
殿  
警 察 署 長

私は、次の者を代理人と認め、私の運転免許証の受領を委任いたします。

年 月 日  
委 任 者  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

代 理 人

住 所	
連 絡 先	電話( )
氏 名 生 年 月 日	
届 出 人 と の 間 柄	

- 注 1 更新免許証を代理受領によって交付を受ける方は、必ず更新時講習受講証明書を持参してください。
- 2 代理人は、運転免許証の代理受領をするときは、自分の身分を証明する運転免許証、健康保険証又はその他身分を明らかにできるものを提示してください。

様式18号

第 号  
年 月 日

佐賀県警察本部長 殿

警察署長

未 交 付 免 許 証 報 告 書

下記免許証については、未交付となったため当該免許証を添えて報告する。

記

未 交 付 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
免 許 証	番 号	
	交 付 予 定 年 月 日	年 月 日
	有 効 年 月 日	年 月 日
未 交 付 理 由		
処 理 経 過		
そ の 他 参 考 事 項		

様式19号

返納等免許証処理簿

返納 年月日	氏名	免許証番号	返納区分	処分等		備考
				月日	係印	
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			
			( )			

- 注 1 返納区分には、失効・死亡・取消・再交付による返納、併記による回収を記入すること。
- 2 備考欄には生年月日(高齢者把握のため)を記載すること。
- 3 返納区分欄( )には、交番名等の返納場所を記載すること。

弁 明 通 知 書

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 殿

佐賀県警察本部長

あなたに対する道路交通法第90条第3項の規定による弁明及び有利な証拠の提出の機会を次により供与しますから出頭されるよう通知します。

弁明の日時	年 月 日 時		
弁明の場所			
	発 生 年 月 日	内 容	点 数
処分しようとする理由	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	年 月 日		点
	前歴の有無及び回数	無し・有り( 回)	

- 注 1 弁明は、口頭にかえて弁明書を提出して行うことができます。  
 2 正当な理由がなく出頭しなかったときは、弁明を行ったものとして処分を決定します。  
 3 やむを得ない理由で出頭できないときは、代理人を出頭させることができます。この場合は代理人選任届を提出してください。





